

令和 7 年度

山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅱ 開催要領

1 目的

現任の介護支援専門員が、一定の実務経験を基に、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や他職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得する。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、専門職としての能力の保持、向上を図ることを目的とする。

2 実施主体： 山梨県

3 研修実施機関： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 対象者

次の①～②のいずれかに該当する者のうち、③または④の要件を満たす者

① 介護支援専門員として3年以上の実務経験を有する現任の者（2回目以降の更新の場合は、前回の更新後3年以上の実務経験を有する現任の者）

② 介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で、介護支援専門員としての実務経験がある者

なお、介護支援専門員の実務経験と認められるのは、以下の事業所でサービス計画を作成している場合とする（短期入所サービス計画の作成は対象外とする）。

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院

③ 1回目更新であって、H28年度以降の「専門研修課程Ⅰ」を修了していること

④ 2回目以降の更新であって、前回更新時に H28年度以降の「専門研修課程Ⅱ」を修了して更新していること

※更新に必要な研修は、別添「介護支援専門員の資格取得及び更新等に係る研修の流れ」で確認すること。

※本研修の受講地は、原則、介護支援専門員証の登録都道府県とする。（勤務地が山梨県内であっても、登録地が山梨県以外の場合は、登録都道府県での受講となる。）

なお、受講地を変更し山梨県で受講を希望する場合は、登録都道府県に受講地変更の手続きを行った上で申し込むこと。

5 定員： 1回目の更新者(Aコース)と、2回目以降の更新者(Bコース)合わせて 185名程度

※定員を超えた場合は、介護支援専門員証の有効期限満了まで 1 年以内の者を優先して受講を決定する。

6 日程：別添日程表のとおり

※オンデマンド配信実施科目は別途受講決定時に示される日程までに受講完了することが必要となるため、自身で確認のうえ受講すること。

Aコース、Bコースで集合研修の実施日がことなるため、確認のこと。

・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは、山梨県介護支援専門員協会のホームページで案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

7 カリキュラム

・別添「令和7年度介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅱ 科目及び日程表」のとおりとし、座学及び演習を行う。

・テキストは、中央法規出版の「新版/介護支援専門員現任研修テキスト 専門研修課程Ⅱ」を使用する。

8 受講申し込み

・申し込み先：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会(研修実施機関)

・申し込み方法：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の令和6⇒7年度山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅱ 受講申し込みリンクから申し込む。

※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。

・申し込み期日：令和7年5月2日(金)まで 厳守

※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。

・注意事項：

※申し込みは、必要事項をもれなく、正確に入力すること。介護支援専門員登録番号、専門員証の有効期間満了日は、介護支援専門員証で確認の上、正確に記載のこと。申込情報が研修修了時の修了証明書の情報となるため、氏名は介護支援専門員証と同一の表記とすること。(記載漏れがある場合は、受講決定できない場合がある)。

※身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前に研修実施機関に相談のこと。

※参加を取り消す場合は、速やかに研修実施機関に連絡のこと。

※申し込み内容に虚偽が判明された場合は受講を取り消す。また研修修了後の場合は直ちに修了を取り消すこととする。

9 受講決定通知：受講の可否等を記載した通知を自宅住所へ送付する。(5月中旬を予定)。

10 受講料：20,000円(テキスト代を含む)

※納付方法は「山梨県収入証紙」で納付することとする。(納付方法の詳細は、受講決定通知に案内を同封する)。

※一度納入された受講料は、いかなる理由でも返金もしくは翌年度への持ち越しはできない。

※研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

11 修了評価及び修了証明書の交付

(1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付し、自宅住所へ送付する。

(2) 課題の提出状況、テスト、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講や試験の提出等で補うことを指示する。

(3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとはみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。

(ア)欠席、遅刻や早退、途中退席した者

(イ)研修受講態度が不良な者

- ・研修の進行を妨げる行為をおこなった者
- ・講師等の指示に従わない者
- ・研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者
- ・研修の参加者として好ましくない行為を行った者

例)他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等

(ウ)研修中の課題等を提出しない者

(エ)課題等の提出期限を厳守しない者

(オ)秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者

また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修終了証明書を交付しない。

- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、代替措置を認める場合がある。(代替措置の時間数には上限(研修合計時間の1/3)あり。)

12 事前課題

(1)演習事例の用意

- ・当カリキュラムにおいて、受講者が事例を持ち寄って、次の8つのテーマでケアマネジメントの演習を行うため、演習で使用する事例を指定の様式にまとめ、期日までに一般社団法人山梨県介護支援専門員協会に提出する。
- ・事例は、演習開始前に講師及び演習助手が確認する。

演習事例のテーマ

- 1 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
- 2 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
- 3 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
- 4 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
- 5 心疾患のある方のケアマネジメント
- 6 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
- 7 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
- 8 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

※2～8の中から指定されたテーマを含む事例を提出する。

指定テーマの内容が分かる事例であれば、事例提出数は問いません。

(2)研修記録シート

- ・本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前、受講直後、受講3か月後の到達度を確認するために、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

13 受講に必要なもの

課題様式の配布、課題の提出等は、インターネットを通じて行うものがあるため、次の環境が必要となる。

- ・インターネット接続環境
- ・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excel ファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

- ・マイクロソフト Excel・Word・PDF が使えるパソコン

※オンラインによる研修に切り替えた場合は、Zoom 会議の使用が可能であること。また、試験時の画面共有の都合上、スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

14 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温等、実施主体及び研修機関が指示する感染防止対策を徹底すること。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

15 個人情報について

本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県介護支援専門員専門研修課程・更新研修Ⅱの修了証明書発行及び名簿登録業務等、研修の運営管理のみに使用する。

16 その他

- ・本研修の受講地については、原則介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。登録地が山梨県以外で、本研修の受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課に相談するものとする。
- ・感染症等の発生動向、自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。
- ・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会のホームページにて周知する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

17 会場：別添日程表のとおり

オンデマンド研修と集合研修がありますので、ご注意ください。

18 オンデマンド研修を受講するにあたっての注意点

- ・令和7年度より、オンデマンド研修を取り入れて研修を実施する。
- ・本研修は、「講義（オンデマンド(e-ラーニング形式)）」と「講義・演習（オンデマンド(e-ラーニング形式)+(集合形式)）」を組み合わせ実施するため、以下に十分注意のうえ、受講すること。

○受講者

- ・法定研修は専門職として受講する研修であることから、主体的な姿勢で臨むことが求められます。
- ・オンライン研修は、研修の開催場所等に影響されることなく、介護支援専門員にとって必要な知識・技術を学ぶ機会を増やすことができるメリットがあります。
- ・一方、オンライン研修の効果を高めるには参加する環境と参加姿勢が大切であり、それは受講者が自ら整える必要があります。
- ・研修環境を利用する端末（パソコン等）と通信環境は、研修会場への移動手段や筆記用具のようなものであるため、受講者が自ら確保してください。
- ・また、受講に関する必要書類、資料等のダウンロード、プリントアウトに関する費用は受講者の負担となります。

（次のページにつづきます）

○受講者(つづき)

- ・これまでの集合形式の研修以上に事前学習を行うことが必要です。特に演習前には事前に自分の考えをまとめておく必要があります。
- ・オンラインによる研修は、受講者の自主的な予習・復習等に充てる時間を別途考慮しているため、研修時間等の短縮が図られている科目があります。また、習得目標の達成と理解促進のため研修時間が延長されている科目もありますので、ご承知おきください。

○所属事業所

- ・更新研修等、業務上位置づけられている研修については、可能な限り労働時間として取り扱うようご配慮をお願いします。
- ・事業所からの受講の場合、事業所の機材・通信環境を利用することになります。各事業所の OA 機器や通信環境、セキュリティ環境によってはオンライン研修環境を利用するに当たって追加の取組が必要になることもあります。ご理解のうえ所属職員の資質向上に向けた取組のため、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・研修受講者に対する研修の機会の確保のため、緊急の場合を除き研修受講者に電話をつなぐに他のスタッフでサポートするなど、集中して受講できる環境を整備することなど配慮をお願いします。

問い合わせ先

- ・研修に関すること …………… 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・証の登録・有効期限に関すること… 山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当
(TEL:055-223-1455/fax:055-223-1469)